

愛知県サービス付き高齢者向け住宅登録申請書及び添付書類について（更新登録用）

	登録申請書及び添付書類	根拠規定	様式	添付省略
①	登録申請書 ※「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」上で入力し、確定後出力したものの。	国交省・厚労省規則第4条	【別記様式第一号】	省略不可
②	縮尺、方位、住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図 ※住戸番号に誤りがないか確認してください。	国交省・厚労省規則第7条第1項 第1号		
③	住宅の加齢対応構造等を表示した書類 【別紙2】「加齢対応構造等のチェックリスト」及び、同チェックリストの記載内容が確認できる図面 添付書類②の各階平面図に書き込みも可とします。 ※建築士による作成が原則ですが、前回のチェック時から現在に至るまで、加齢対応構造等に影響を及ぼすような工事等を一切行っていない場合に限り、事業者が現地確認したうえで、前回登録時のチェックリストの写しの余白に「本書による加齢対応構造確認時から現在に至るまで、加齢対応構造等に影響を及ぼすような工事等は一切行っていないことを証明する。〇年〇月〇日 事業者名」と事業者が証明したもので可とします。	〃 第2号 国交省規則第34条第1項第9号	チェックリストは愛知県のWebページ「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」からダウンロード可【別紙2】	
④	入居契約書及び入居契約に係る約款 【別紙4】入居契約の登録基準適合性に関するチェックリストも添付すること。	〃 第3号	チェックリストは愛知県のWebページ「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」からダウンロード可【別紙4】 入居契約書様式はシステム「制度について」からダウンロード可	
⑤	住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類	〃 第4号		
⑥	法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類 (前払い金を受領する場合の保全措置についての基準)	〃 第5号		

	その他知事が必要と認める書類			
⑦	住宅の専用部分及び共同利用部分の面積を示す図面、求積図、計算書等			
⑧	緊急通報サービスの通報先が同一の建物にない場合、その場所を明示した住宅の付近見取り図 状況把握及び生活相談サービスを提供する者が常駐する場所の位置を表示すること。			
⑨	高齢者居宅生活支援施設が当該敷地に隣接若しくは近接する土地に存する場合、それぞれの敷地内における位置を表示した図面 例えば、配置図など。			
⑩	申請者が住宅等を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類 3ヶ月以内の登記事項証明書、その写しを原本証明したもの、登記する旨の誓約書のいずれか。			
⑪	申請者が法人である場合においては、3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び定款（どちらも写しを原本証明したものでも可） 申請者が未成年者である場合の法定代理人が法人である場合においては、3ヶ月以内の登記事項証明書（同様に写しを原本証明したものでも可）		「登記・法人設立等関係手続きの簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」に基づく仕組みの運用開始までは申請者が提出。	
⑫	登録を申請しようとする者が個人である場合においては、3か月以内の住民票			
⑬	建築確認済証の写し、建築確認申請書1面から5面及び平面図 ※任意のサービスを提供する場合、用途区分記号が“08170”有料老人ホームとなっていること。 ※建築確認上の用途が有料老人ホームであっても、住宅瑕疵担保履行法上は住宅として取扱う。	〃 第6号		
⑭	住宅が市街化調整区域に存する場合は、都市計画法第29条又は第43条の許可書の写し			
⑮	申請者が当該登録に係る住宅等の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあっては、当該権利を有する者であることを証する書類			
⑯	併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設がある場合や、高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力がある場合は、それらの内容が確認できる指定通知書の写しや連携契約書など			
⑰	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報 登録申請者が法人である場合は、当該法人の役員及び事務所の代表者である使用人の両方を記入すること。		様式は愛知県のWebページ「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」からダウンロード可【別紙2】	
⑱	その他、申請の内容に応じて必要な書類			

上記の書類（①登録申請書を除く）については、既に愛知県に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、**本書の当該書類の「添付省略」欄に○を記載したものを登録申請書に添付することにより、当該書類の添付を省略することができます。**（後日、愛知県から内容の確認の連絡をする場合があります。）